

津市からの津商工会議所「令和5年度提案・要望書」回答

当会議所では、令和5年度の各部会・委員会等で意見を集約し、令和6年1月31日に開催しました「津市長ほか市幹部を囲む懇談会」において、津市へ「令和5年度提案・要望書」を提出いたしました。令和6年3月25日付けにより、同提案・要望書に対する回答がありましたので御報告いたします。

なお、提案・要望内容が少しでも実現するよう今後も活動してまいりますので、実現に向けて会員の皆様の御意見及び御提案等がございましたら、Tel.059-228-9141まで御連絡くださいますようお願いいたします。

1 活力ある企業づくりの推進

(1) 市内卸売業者等への優先発注及び受注機会の確保

引き続き物品の購入等や業務委託に関し「津市物品購入等契約基準」に則して市内卸売業者等へ優先して発注いただくとともに、従来以上に受注機会を確保されるよう要望します。

《回答》

【総務部】

市内業者への優先発注等につきましては、津市物品購入等契約基準に基づき、物品等の購入は、市内本店業者を第1順位、市内支店等業者を第2順位、県内業者を第3順位、県外業者を第4順位とし、予定価格に応じて定められた選定業者数を満たすまで当該順位により業者を選定しており、また、業務委託は、予定価格の上限を設け、各種清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、人材派遣業務、及び保守点検業務などについて市内本店業者を第1順位とし選定しており、対象業者数などその運用状況を検証しながら予定価格の上限の段階的な引き上げや対象業種の拡大を行い、市内本店業者の受注機会をより確保するよう取り組んでまいりました。

また、市内本店事業者の活用促進及び市民の雇用機会の確保等について充実を図るため、受注者への協力の依頼として、契約締結時に配慮依頼事項を定め、下請契約における市

内業者の活用や市内業者からの資材や原材料の調達及び地元生産品の使用等を促進してきています。

今後につきましても、地域経済や地域の雇用の重要な担い手となる市内業者の重要性を踏まえ、引き続き、受注機会の確保に配慮しつつ、同基準等に基づいて適正な発注が行われるよう努めてまいります。

(2) 働き方改革関連法に係る建設業界への対応

- 適正な発注工期の徹底及び工期遅延時の柔軟な工期の再設定への対応
- 民間建設工事等に対する働き方改革関連法に係る指導等への対応

令和6年度から働き方改革関連法の時間外労働の上限規制は、建設業への猶予措置が撤廃され、これにより1カ月の時間外労働（休日労働を含まず）は、原則45時間以内とするなど非常に厳しい上限規制が設けられます。

建設業界では、上限規制をクリアするためにバックオフィスの整備、工事の自動化、ユニット化など様々な業務効率化を推し進めています。

しかしながら、暫時短工期での発注により、工程を間に合わせるための無理な時間外労働が発生しています。また受注時に工期が適正であっても、天候や資機材の納期遅延など様々な要因で工程が遅延します。同業界では長年、工期遵守が通念とさ

れてきましたが、無理な工程による時間外労働をなくすために、適正な発注工期の徹底及び工程遅延時の柔軟な工期再設定が重要であると考えます。中には、工期設定が困難を極める案件等も多々あり、昨今の資材不足も影響して働き方改革関連法に対応できない状況にもあります。

また、民間建設工事においては建築確認申請の受領時に工期の検証をしていただき、申請者に対し適正な工期設定の指導を行っていただきたい。

以上を踏まえ、同関連法が社会全体の課題として、発注者並びに事業者へ指導等を行っていただきますよう要望します。

《回答》

【総務部】

工期の設定については、国からの「工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること」とする要請を踏まえ、本市においては、従来から三重県積算基準などに準じて適正な工期の設定に努めてきております。また、契約後においても、現場条件などにより必要な場合には、協議により適正に工期の変更を行っています。

【都市計画部】

建築確認申請は、工事着手前に建

築物や敷地が法令に適合しているかを確認するもので、本市においては建築主事に提出されます。

建築確認申請書には、工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日の記入欄がありますが、当該申請書に必要な添付書類からは、工期の適正を検証することはできない状況です。

また、当該添付書類は建築基準法施行規則第1条の3により定められているため、工期を検証するための書類の追加添付の指示はできないとともに、工期を指導する権限もありません。

このことから、建築確認申請の審査過程において工期設定に係る指導や検証はできませんが、当該手続は建築士が代理人となることが多いことから、代理人に向けて厚生労働省作成の働き方改革に関するパンフレットを窓口で配架するとともに、ポスターをカウンターに掲示し、さらには建築確認申請書の受け渡し時に当該改革の制度の主旨を伝えることにより、建設業における時間外労働の上限規制について周知に努めてまいります。

【建設部】

建設業における「働き方改革関連法」での猶予措置が令和5年度末に期限を迎えるに先立ち、建設業の働き方改革の実現に向け、令和4年度から債務負担行為を活用した工事発注の前倒しによる工事施工時期の平準化や、受注者希望型週休2日モデル工事を試行案件として発注することにより取り組んできました。

また、契約後においても、受注者の責めに帰すことができない事由による工期の変更や予算の繰越手続き、資材価格の高騰や資材の入手が困難となった場合の契約内容の変更についても受注者との協議の上で対応に努めています。

本年度においては、(一社)三重県建設業協会津支部及び一志支部と

意見交換会を実施しており、就労者の高齢化や若手技術者の確保に苦慮している現状など建設業者が抱える課題や工期のフレキシブルな対応など様々な意見をいただいたり、情報交換を行っております。今後におきましても協会との意見交換などの場から地域の建設業者の方々が安定して事業を継続できることと、働き方改革を意識した必要な予算措置等に取り組んでまいります。

令和6年度におきましても引き続き建設業会の働き方改革に繋がる取り組みに努めてまいります。

【上下水道事業局】

上下水道事業局では、施工時期の平準化、通年施工の確保に取り組んでいます。工期設定については、標準工期に基づき設定しており、やむを得ない事情により、工期の再設定が必要になった場合には、発注者、受注者の協議の上対応しており、今後も同様に対応をしてまいります。

(3) 入札制度(地域要件)の改定

津市の市町村合併により18年が経過しました。入札制度改定にむけ都度要望いたしておりますが、入札制度は当初のまま改定がなされておりません。

各地域において建設業者の数は異なり、また工事発注高にも差異があります。このような状況下、入札においてはランクによって30社に及ぶ過激な競争入札が常態化しており、地域業者によっては応札の要件が異なっています。

つきましては現状を鑑み、官側(津市)主体で公正で一体感のある入札制度に改定されますようお願いするとともに、過激な競争入札となる制度の是正をしていただきますようお願いします。

《回答》

【総務部】

地域要件については、合併後、18年を経過しオール津市として見直しが必要という考え方がある一方、災害復旧工事や雪氷対策の業務委託など、地域の維持管理における地元建設業者の重要性も高まる中、地域要件は必要という意見もあります。このため、地域要件の見直しについては、地域の建設業者の御理解が重要であることから、三重県建設業協会津支部及び一志支部と協議を行ってきましたが、意見の統一が図られていない状況です。

今後も、入札の状況を踏まえつつ、両支部の意見も聞きながらより良い入札制度となるよう努めてまいります。

(4) 国土強靱化に向けた地域建設業者への継続的な発注等及び災害時における活動について市民への周知

昨年度標記に関し提案・要望を行ったところ、道路インフラ施設の長寿命化や老朽化対策について実施していると回答頂きました。このような状況の中、近年の異常気象の進行により超大型台風の襲来、線状降水帯等による集中豪雨被害が激甚化しており、全国的にも多発しています。当地においても災害がいつ起こるか分からない状況で、このような被害が起こった際の早期復旧には、当該地域の建設業者の出動が必要不可欠であり、これまでも、地域内の建設業者が対応してきました。

つきましては、防災・減災・国土強靱化に向けて、地域の建設業者が事業を安定して継続していけるよう、地域業者への継続的な公共工事の発注及び工事の平準化の為の通年施工の確保並びに、災害時における活動について広く市民に周知いただきますよう再度要望します。

《回答》

【建設部】

地域の建設業者の皆様が、事業を安定して継続していけるよう建設部においては、工事発注予定の公表、計画的な工事の繰り越し、債務負担行為を活用した発注の前倒しといった工事施工時期の平準化に取り組んでおり、これらの取組が公共工事の品質確保、労働者の処遇改善、経営の健全化などに繋がり、ひいては将来にわたる安定的な社会資本の整備及び維持に寄与するものと考えています。

また、本年度においては、（一社）三重県建設業協会津支部及び一志支部と意見交換会を実施しており、建設業のイメージアップにつながる取組や災害時に業者が頑張れるようなフォロー等の様々な意見をいただいたり、情報交換を行っております。今後におきましても協会との意見交換などの場から地域の建設業者の方々が安定して事業を継続できることと、働き方改革を意識した必要な予算措置等に取り組んでまいります。

近年の異常気象に起因して、全国各地で集中豪雨等の被害が激甚化し発生していますが、本市におきましては、大きな災害を受けていません。これまでから災害時には地域の建設業者の皆様には厳しい状況の中で、応急復旧活動や、冬期の降雪・路面凍結による雪氷災害等緊急時には早急かつ柔軟に様々な活動をいただいていることに感謝申し上げます。

災害時における施設の復旧作業は、厳しい条件下での作業であり、迅速な復旧には地元の建設業者の皆様様の活動が必要になります。災害による通行止めの解除後など、解除情報を公表する際には、併せて施工いただいた事業者名を津市ホームページに掲載してまいります。

【上下水道事業局】

上下水道事業局では公共工事の施工時期平準化、通年施工の確保に取り組んでおり、R5年度実施分66件中、4月～6月における発注・契約件数は25件、7月～9月は18件、10月以降分23件となっており、また前年度からの継続事業が18件ございます。今後もこれらの取り組みを確実に継続してまいります。

(5) 最低制限価格の算定係数の改正

昨年度標題に関し提案・要望を行ったところ、現状の工事の履行や工事成績において特に悪い結果が増加していないため算入率を据え置いているとの回答をいただきましたが、今現在このような状況が続いているのは、地域の事業者の並々ならぬ企業努力の結果であります。また、近年は社会情勢の急激な変化によって、建築資材の高騰や労働賃金の増加等で経費支出は増加する一方であり、地域の建設業者は苦しい状況下にあります。

つきましては、社会情勢の現状を踏まえた最低制限価格の算定係数を三重県と同等水準とし最低制限価格の算定係数の底上げについて再度要望します。現在津市の採用している最低制限価格の算入係数モデルについては、他の地域自治体と比べて改定の対応が遅れており、現状に即したモデルではありません。迅速に対応いただくよう要望します。

《回答》

【総務部】

最低制限価格については、令和4年6月1日以降公告分から、品質の確保の充実を図るとともに、より実効あるダンピング対策を目的に、本市の最低制限価格の算式を中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「公契連」という。）の示す低入札

価格調査基準価格の平成31年モデル準用に見直すとともに、増減調整についても廃止しました。

しかしながら、最新の公契連モデルは、平成31年モデルから、既に改定され、工事の最低制限価格の算定方法のうち、一般管理費の算入率が55%から68%に引き上げておりますことから、本市においても、国からの要請においてダンピング対策のさらなる強化として、最低制限価格の算定方式について、必要に応じて改定するなど適切に見直すこととされていることも踏まえ、最新の公契連モデルに準じた最低制限価格の算定式の見直しについて検討を進めています。

(6) パートナーシップ構築宣言の実効性に係るインセンティブの付与

「パートナーシップ構築宣言」は、新たな共存共栄関係の構築を企業の代表者名で宣言するもので、サプライチェーン全体での成長と分配の好循環を目指すものとして極めて重要な取組であることから、宣言の拡大と実効性の向上のため、登録企業に対し補助金等の加点措置、公共事業の優先発注、宣言に基づき優良な取組を行う発注者への顕彰制度等インセンティブの付与について要望します。

《回答》

【商工観光部】

「パートナーシップ構築宣言」は、企業規模の大小に関わらず、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みです。

本市も、企業が登録を行い公表を行うことで、「取引先と生産性向上やコスト負担を適正にシェアする」

「良いもの、良いサービスの価値を適正価格として反映する」といったサプライチェーン全体での「取引の

適正化」が進み、自社の業績や資金繰りが向上することが期待できると考えています。

なお、インセンティブの付与に関しては、例えば、中小企業庁の「ものづくり・高度・サービス生産性補助金」をはじめ、各省庁で行っている補助金審査において「補助金の加算措置」がとられていることから、国が行う補助制度等の周知を図るとともに、他自治体の施策等を研究、検討を行ってまいります。

(7) 津市東京事務所内に「津市U・I・Jターン就職支援センター（仮称）」の開設

首都圏等県外からのU・I・Jターンを促進するため、U・I・Jターンの希望者に対して県内企業の求人情報の提供や個別相談等の就労支援を行い、市内企業の人材確保を図るため津市東京事務所内に「津市U・I・Jターン就職支援センター（仮称）」の開設を要望します。

《回答》

【商工観光部】

本市では、以下の取組みを行っております。

①ふるさと就職活動応援奨励金事業

県外在住の津市出身者が市内企業等へ就職活動を行う際に必要となる交通費の一部を奨励金として交付（居住地の都道府県に応じ、3千円～3万円、同一年度内において1人1回まで）

②ふるさと就職新生活応援奨励金事業

市外在住の人が市内企業等へ就職が決定し津市内に転入した場合、もしくは高校や大学等への進学のために津市外から津市へ転入し卒業後に市内の企業等へ就職し引き続き津市内に在住する場合に新生活を始める際に必要となる費用の一部として就職祝金を交付（1人あたり5万円）

今後、U・I・Jターンの促進のための支援策は、人材確保のための重要な施策の一つと認識しておりますことから、今後、見直しを行うことも必要と考えております。

その際には、東京事務所や関係機関ともしっかりと連携を行い、市内企業の人手不足の解消に向けた取組みを進めてまいります。

(8) 小規模事業者の借入に係る利子補給

三重県新型コロナウイルス感染症対応資金（金利、保証料負担が0となる融資）にあつては、借入金を据置した事業者からの返済が始まっています。同資金の後継融資制度（借換）である国の伴走支援型特別保証扱いのセーフティネット資金（新型コロナ・物価高騰等対応）に係る保証料は、三重県が負担を行うなど中小企業等の調達コストの軽減を図っているところであります。津市においても、小規模事業者及び創業者に対して「津市小規模事業資金融資等に係る補給金」「津市創業資金融資に係る補給金」制度等を実施されておりますが、同資金の利子に対しても補給できる制度の創設について要望します。

《回答》

【商工観光部】

新型コロナウイルス感染症による中小企業の経営難に対応するため、いわゆるゼロゼロ融資が創設され、その後、返済が始まったことに伴い、国はコロナ禍の影響で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する「新たな借換保証制度」を創設しました。この借換制度の運用は、まだ始まったばかりであり、国としても、事業者の返済負担軽減等を考慮し制度化されたものと考えられることから、

現在のところ、本市としては、官民のリスク分担や金融制度の秩序面の観点も踏まえ、当面の間、新たな借換保証制度の活用状況を注視し、並行して窓口相談等により個別事業者の経営支援を継続していく方向で対応したいと考えています。

(9) エネルギー価格高騰対策事業継続支援金の継続

津市にあつては、令和4年度から原油価格の高騰などにより大きく影響を受けた事業者に対し、小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金（令和4年7月～同年11月）、中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（令和4年12月～令和5年2月、令和5年10月～同年12月）を実施していただいております。

原材料・エネルギー価格等の上昇によるコストへの対応につきましては、同支援金について継続いただくよう要望します。

《回答》

【商工観光部】

原油価格高騰、エネルギー価格高騰により市内中小事業者の負担が大きくなっている状況であるため、令和4年度、令和5年度は緊急的にエネルギー経費負担の軽減のための事業継続支援金を実施しました。今後につきましても、エネルギー価格高騰の状況、市内事業者の状況を見極めながら、適宜適切な取組を検討してまいります。



2 住みやすく働きやすい心やすらぐ地域づくりの推進

(1) 次世代自動車の導入及び再生可能エネルギーの導入等に係る支援

ハイブリッド車（HV）、電気自動車（EV）などの次世代自動車の普及が、二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の減少要因となっていると考えられ、また、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出することなく、石油や石炭、天然ガスなど輸入に頼っている現状を脱し、エネルギー自給率を改善することが可能なことから、中小企業・小規模事業者が二酸化炭素等の排出抑制対策として、次世代自動車を導入する場合及び再生可能エネルギー利用設備を導入する場合の補助制度の創設について要望します。

《回答》

【商工観光部】

本市では、令和4年8月19日の「津市地域脱炭素宣言」の発表以降、カーボンニュートラルの実現に向けた実効性のある取組に関し、その実施主体とパートナーシップ協定の締結を行うとともに、あらゆる主体の連携と協働により、本市のポテンシャルを活かした取組の創出を目的とした「津市地域脱炭素推進プラットフォーム」を設置し、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指しています。

また、個人、各事業者の脱炭素行動の促進を図るため「津市新エネルギー利用設備設置費補助金」の対象設備の精査を行っているところです。次世代自動車導入に係る補助につきましては、既に国の補助制度が創設されていることから、慎重に調査・研究を進めて参ります。

公共施設への再生可能エネルギーの導入につきましては、令和5年7月に開催しました「津市地域脱炭素

推進のためのプロジェクトチーム」において、本市の温室効果ガス排出量の情報共有を行うとともに、積極的なグリーンエネルギーの導入について呼びかけを行っています。

加えて、令和5年10月に、カーボンニュートラルの実現に向けたパートナーシップ協定により、小型電気自動車の1年間の無償貸与を受け、公用車への次世代自動車の導入に係る実証実験を行っています。

(2) 津駅の東口ロータリー及び西口ロータリー内の安全確保（交通安全の観点から）

津駅周辺の道路空間の整備にあつては、東口は「津駅東口周辺まちづくり懇話会」において、西口は「津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議」において安全性の維持の向上のため効率的な利用方法やルールについて検討いただいております。安全性を検討する中で、東西連携の強化や津駅周辺の賑わい、回遊性を考慮したうえで、利用者の安全や利便性を確保した交通流動の秩序化等を図るよう要望します。

《回答》

【建設部】

道路法改正を契機に三重県の県庁所在地であり津市の玄関口となっている津駅周辺において、駅周辺の活性化や防災等様々な視点から、検討を行い、令和4年3月に「津駅周辺道路空間の整備方針」を国、県、市の連名で公表し、現在、必要な機能の調査・検討を行っています。

また本市においては、津駅西口駅前広場の短期的な課題解消と中長期的な整備に向けて、交通事業者等で構成する津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議を設立し、交通の秩序化等の議論を行っており、津駅東

口では、県と市において、県道だけでなく隣接の栄町公園も利用し面的な賑わいの検証や東西連携の強化、回遊性の強化について検証を行っております。

本年8月17日には、津駅東西の市街地分断の解消、来街者の利便性・回遊性の向上及びまちの活性化に資することから、東西自由通路の整備については本市事業で進めることを決定しました。

今後も引き続き、東口は国のバスタプロジェクトを含めた整備、西口は交通の秩序化に向けて、交通の利便性の強化や歩行者の賑わい滞留の強化、東西連携の強化等「みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間への再生」への実現に向けて取り組みを進めていきます。

(3) 交通環境の整備

☑ 津駅北側の都市計画道路下部田垂水線の上浜町工区の早期着工

《回答》

【建設部】

津市を取り巻く道路整備状況が大きく変化するなか、渋滞の更なる軽減など道路ネットワーク機能の向上に向けて、鉄道に関与されない東西間の連携強化がより一層重要であり、下部田垂水線は国道23号と県道津関線を繋ぎ、中勢バイパスや河芸町島崎町線などと連携する重要な道路になります。

社会経済活動の活性化につながる広域的な道路であり、JRと近鉄を高架で越える高度な工事であることから県事業として下部田垂水線（上浜工区）の整備をしていただくことになりました。

㊦ 中勢バイパスの渋滞緩和対策

- 野田東交差点の部分立体化の早期推進
- 大里窪田町出口交差点の立体化の早期完成
- 三重県運転免許センター東南の近鉄名古屋線上の高架部分の4車線化の早期事業化

《回答》

【建設部】

道路管理者である国土交通省において、現在、道路改築として大里窪田町出口交差点の立体化と交通安全対策として長岡宮ノ前交差点の部分4車線化に向け進めていただいているところです。

当該路線の野田東交差点の部分立体化及び三重県運転免許センター東南の近鉄名古屋線上の高架部分（約0.5km）についての4車線化の着工時期は示されておりませんが、渋滞対策として中勢バイパスの4車線化などによる平面交差点の改良や渋滞箇所立体化も必要であることから、引き続き、ハード対策及びソフト対策を含めた対策を関係機関と連携し国土交通省に対して要望していきます。

㊦ 垂水交差点付近の渋滞緩和対策

《回答》

【建設部】

道路管理者である国土交通省からは、国道23号垂水交差点の立体交差化等における早期事業化は困難であると回答をいただいておりますが、国道23号の根本的な交通渋滞解消等に向けて中勢バイパスが整備がされています。

引き続き、国に対して中勢バイパスの早期4車線化を要望するとともに、国道23号現道の渋滞状況についても経過観察を行い、必要に応じて渋滞対策及び交通安全対策について関係機関と連携し国土交通省に対

して要望していきます。

㊦ 阿漕駅南側踏切（JR紀勢本線）及び羽所町公園前踏切（JR紀勢本線）に係る踏切遮断時間の緩和・改善

《回答》

【都市計画部】

これまでJR東海に対し、踏切の遮断時間の短縮を図ってもらうよう、三重県鉄道網整備促進期成同盟会を通じて、要望を行っており、今年度につきましても、令和5年11月7日に開催された要望・意見交換会において要望を行いました。今後につきましても、阿漕駅及び津駅周辺の踏切の遮断時間の短縮に向けて、粘り強く要望を続けてまいります。

(4) 津市内コンベンション施設利用に係る補助制度の創設

MICEの誘致・開催については、高い経済効果等のメリットが大きいため、三重県等関係機関と連携しながら引き続き積極的に取り組んでいるとの回答をいただいております。しかし、津市産業・スポーツセンターの産業展示施設であるメッセウイング・みえにあつては、令和4年度の利用率は20.4%、令和5年度においても同程度と聞き及んでおります。また、津市コンベンション開催等支援補助金も本年度で終了されるとのことです。

つきましては、各種の展示やイベント、全国規模の会議等に係る誘致等への積極的な取組はもとより、地元の中小企業・小規模事業者が販売促進等でコンベンション施設を利用した場合なども、地域経済の発展に寄与することから、事業者がコンベンション施設を利用する場合に交付できる補助制度の創設を要望します。

《回答》

【政策財務部】

津市コンベンション開催等支援補助金については、各種会議やスポーツ大会の開催を支援することにより、本市の交流人口の増加や地域経済の活性化などを図るために創設され、これまでに一定の効果を果たしてきました。今年度を持って廃止する理由としては、開催会場があらかじめ定められているなど補助金の有無が必ずしも開催地の決定に影響を与えておらず、また、一部の申請者による繰り返しの申請になっているなど、新たな交流人口を生み出すインセンティブとしての機能が薄れてきたためです。

来年度以降は映画等の誘致・撮影支援をシティプロモーション担当の主軸として強化を図り、本市の交流人口の増加や地域経済の活性化につなげてまいります。

【商工観光部】

本市では、市内中小事業者の経営基盤の強化を図り、市内経済の発展に資するため、中小企業振興事業補助金を毎年度実施してきています。この中で、販路拡大を図るための展示会・見本市等への出展を支援するため「展示会等出展支援事業補助金」として出展経費の2分の1を補助する制度を実施しています。この補助金は貴会議所にも毎年度事業者への周知にご協力をいただいておりますので、今後も連携を図り、市内事業者の支援に取り組んでまいります。

(5) 環境美化に係る条例の整備等への取組

幹線道路、駅周辺、商店街エリアにおけるタバコの吸い殻、空き缶等のポイ捨てや、幹線道路の植込、観光地、公園などの雑草が生い茂るなどは、津市の景観が損なわれるだけでなく、環境面、安全面においても

好ましいものではありません。都支部にあつては、「オーバーツーリズム」のゴミの問題等が社会問題となっています。

つきましては、清潔で、安全かつ快適な環境を確保し、美しいまちづくりのため環境美化条例（ポイ捨て禁止、公園、観光地の除草・植栽等の管理）の整備について推進されるよう要望します。

《回答》

【環境部】

津市では環境美化条例を制定していませんが、不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において禁止されており、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例においても、公共の場所を汚さないように常に清潔を保つよう努めなければならぬ旨を定めています。

今後、啓発看板の設置や、広報活動等を継続して行うことで、まちな環境美化や市民の皆様の環境意識の更なる向上に努めてまいります。

(6) GX（グリーントランスフォーメーション）・DXの推進新規

・津市中小企業振興事業費補助金の募集件数の拡大

・グリーン関連産業への参入、新規事業創出、販路拡大等への支援

中小・小規模事業者の脱炭素設備等への転換及びデジタル技術活用したDX化、生産性の向上及び生産プロセス等の改善を図るため津市中小企業振興事業補助金 生産性向上設備支援事業補助金のカーボンニュートラル枠及びDX枠の募集件数（2件程度）の拡大を要望します。

また、中小企業・小規模事業者自らがグリーン関連産業への参入や、新規事業の創出が重要であることから、産学官連携による技術開発や新産業創出に係る補助制度の創設について要望します。

《回答》

【商工観光部】

本市でも、時代の変化、時代の要請として、事業者のDX化やカーボ

ンニュートラル（CN）への取り組みの重要性は大きくなってきていると認識しています。そのため、令和5年度からは中小企業振興事業補助金における、生産性向上設備支援事業にDX枠とCN枠を設けました。初年度ということもあり、まずは市内中小事業者のDX、CNに対する認知向上、意識付けが必要であるため、2件程度の枠で取り組みました。実際の提案応募件数はDX2件、CN1件という状況であったため、まずは提案応募の件数が拡大するよう、補助金の周知と提案応募の喚起を図る必要があると考えており、貴会議所との協働により、市内事業者のDX、CNに対する認知度の向上、意識の向上を図ってまいります。

また、中小企業振興事業補助金の新商品開発支援事業は、新規事業による新商品・新サービスの開発についても対象となりますので、産学官連携に限らず、広く提案応募の周知に貴会議所のご協力をいただければと考えています。

3 魅力あふれるまちづくりの推進

(1) 津駅を中心とした周辺地域も含めた一体的な整備（まちづくりの観点から）

津駅及びその周辺の整備に当たっては、津駅周辺道路空間再編検討委員会の名にあるような津駅周辺の道路の整備だけでなく、東西の連携を図るとともに、核となる津駅を中心とした周辺地域も含めた一体的な整備の必要性があります。このことから津駅西口エリアにあつても同エリアの交通の問題だけでなく「駅利用者への利便性、快適性の向上」、「賑わい創出」、「東口との回遊性の向上」についても検討されるとともに、同再編検討委員会とも連携

し、県庁所在地の玄関口にふさわしい、津駅周辺全体の整備について着実に推進されるよう要望します。

《回答》

【建設部】

道路法改正を契機に三重県の県庁所在地であり津市の玄関口となっている津駅周辺において、駅周辺の活性化や防災等様々な視点から、検討を行い、令和4年3月に「津駅周辺道路空間の整備方針」を国、県、市の連名で公表し、現在、必要な機能の調査・検討を行っております。

今後、国のバスタプロジェクトと駅周辺道路空間の整備に向けてのロードマップや役割分担を決定して

いくとともに、バスタプロジェクトが具体的な整備方針の検討段階に進むと見込まれることから、本市においても、公共交通の利便性の強化や歩行者の賑わい滞留の強化、東西連携の強化等「みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間への再生」への実現に向けて、国・県と連携して取り組みを進めていきます。



(2) 中心市街地等の再生・活性化

- 中心市街地等の活性化を推進する団体等に対する専門家の派遣や参画の促進
- 空き店舗等の再生、利活用を通じて、中心市街地の魅力、価値向上に取り組む事業者及び創業者への助成制度の創設
- 歴史的、文化的資産等を有する街並みの再生、活性化への支援

地方都市再生の核となる中心市街地の活性化については、その現状と直面する課題を踏まえ、民間の経済活動、人流を呼び込む拠点やインフラの整備等を進めることで多様な人々を通じて、愛着、誇りが持てる個性的、魅力的な都市空間が形成されることから、これらの推進について要望します。

《回答》

【都市計画部】

本市の中心市街地である大門・丸之内地区では、令和5年度から、貴会議所をはじめとする地区内の関係者で構成されるエリアプラットフォーム「大門・丸之内未来のまちづくり」において、UR都市機構や大学教授といった有識者等にオブザーバーとしての支援を受けながら、未来ビジョンの実現に向けた取組が進められており、本市もエリアプラットフォームの構成員の一員として、ともに連携して取り組んでいます。

今年度は、まず道路空間活用チームにおいて、10月から11月にかけての間、国道23号丸之内商店街と

立町・大門大通り商店街における恒常的な賑わいの創出と道路空間の新たな利活用に向けた実験的な取組が実施されました。これは、未来ビジョンで優先的に取り組む施策であるリーディングプロジェクトとして掲げられているもので、現在、実験の効果検証が進められています。当地区には、観音寺や津城跡、街道筋に残る歴史、文化資源がありますので、今後は、エリアプラットフォームにおいて、これらの資源を活かしつつ景観面も考慮し、将来的な道路空間の活用のあり方について検討される予定です。

これと合わせて、未来ビジョンでは、上下水道など老朽化が進む生活インフラ施設の計画的な更新・保全の実施についても掲げられていますので、今後のこれらの本市が管理する施設の整備等が行われる際には、適切なタイミングで施工できるように、都市計画部が中心となって本市関係部局との調整を行います。

また、公園空間活用チームでは、津市まん中広場の花壇への植栽活動や公園の清掃など、地区の美化活動や公園空間のあり方についての検討が進められており、令和6年度以降は公園空間の利用促進に向けた実験的な取組や民間活力の導入可能性調査など、公園空間を活用した地区の活性化に向けた取組が進められる予定です。

さらに、情報発信チームでは、エリアプラットフォームのLINEやインスタグラムにより、地区内の情報を発信できるよう取り組み、2月2日には、まちづくりに関する専門

家を招聘し、64人の参加のもと講演会が開催されました。

本市は、エリアプラットフォームにおける官民連携のまちづくりの取組に加え、未来ビジョンに掲げる「エリア価値の高いまち」の実現に向け、職員が地域に入り込んで、土地建物の将来のご意向をお伺いする地権者調査に取り組んでおり、土地の集約再編、さらには都市マスタープランへの反映など、中長期的な視点での取組を進めてまいります。

今後も、官民が一体となって中心市街地のまちづくりに取り組んでまいりますので、貴会議所におかれましても、エリアプラットフォームによるまちづくりの活動に緊密に連携してお取り組みいただきますようお願いいたします。

【商工観光部】

中心市街地等の再生・活性化への取組については、商業振興団体に加入する事業者が商店街の空き家・空き店舗等を新たな店舗として活用する場合に奨励金を交付する「津市商店街等新店舗誘致奨励金」を令和4年度に新設しています。また、三重県が実施する「商店街等活性化支援専門家派遣事業」についても商店街等への周知を図っています。

「津市商店街等新店舗誘致奨励金」については、奨励金の活用に関する問合せはあるものの現時点において申請には至っていないことから、商店街関係者の方の意見も聞き取りながら、積極的に活用していただける、使いやすい制度への見直しを検討してまいります。

